

瑞穂市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成30年3月16日

瑞穂市監査委員 井上 和子

瑞穂市監査委員 堀 武

| 監査名等 | 監査対象 | 区分 | 結果又は意見の内容 | 進捗状況 | 措置又は今後の取り組みの内容 (H30.2時点) | 回答担当 |
|-------------------------------|-----------|----|---|-------|--|--------|
| 行政監査 H28.9.14～ H29.2.10 | 公金外 現金 | 意見 | <p>(2) 保管体制について</p> <p>担当課によれば、「校長が最終責任を負う立場にあるため、問題ない。」との回答であったが、校長が責任者であるから印鑑と通帳を保管するのは適切とはいえない。</p> <p>保管についても、「手提金庫を購入する。」とのことであったので、ぜひとも購入し、安全に保管を行っていただきたい。</p> <p>事務職員に確認したところ、「頻繁に金庫を開けなければならない状況はない。」とのことであったため、必要がある際に金庫を開けてもらうようにしていただきたい。</p> | 措置済 | <p>平成30年度の予算積算において、各学校、ほづみ幼稚園の手提金庫を購入する手続きを行い、予算確定後、早急に購入し、適切に保管できるよう準備を進めている。</p> <p>管理については、教頭が通帳と手提げ金庫の鍵を保管し、校長が印鑑と常設金庫(手提金庫を保管する金庫)の鍵を厳重に保管を行う。</p> <p>現状は、校長と教頭が施錠可能な場所で通帳と印鑑を別々にして厳重に保管している。</p> <p>また、原則、管理職が金庫の取扱いをしているため、事務職員等の依頼により金庫を開ける必要がある場合には、管理職にて開錠を行っている。現在も適切な保管について引き続き指導を行っていく。</p> | 学校教育課他 |
| 定期監査 H29.2.10 | 会計課 | 結果 | <p>(1) 指定金融機関等の検査について</p> <p>自治令168条の4第1項では、「会計管理者は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関について、定期及び臨時に公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査しなければならない。」と規定されており、法令に違反している。</p> <p>会計課に確認したところ、「次年度より要綱等を整備し、検査を実施する予定である。」との回答であったことから、速やかに検査を実施すべきである。</p> | 措置済 | <p>年度での検査項目があるため、次年度に検査を実施する予定である。</p> | 会計課 |
| | | 結果 | <p>(2) 市税の収納の事務を受けた者(受託者)に係る検査について</p> <p>自治令第158条の2第3項では、「会計管理者は、受託者について、定期及び臨時に地方税の収納の事務の状況を検査しなければならない。」と規定されている。</p> <p>会計課に確認したところ、「収納事務受託者は該当がない。」との回答であった。</p> <p>しかしながら、収納事務受託者は、告示がされて該当がある。自治令の義務規定に違反していることから、速やかに検査を実施すべきである。</p> | 改善進行中 | <p>先に開催された21市の会計管理者会で確認したところ、21市中7市において検査を実施している状況であった。今後は要綱等の整備を進めていく。</p> | 会計課 |

| 監査名等 | 監査対象 | 区分 | 結果又は意見の内容 | 進捗状況 | 措置又は今後の取り組みの内容 (H30.2時点) | 回答担当 |
|------------------|------|----|---|------|---|------|
| 定期監査 H29.2.10 | 会計課 | 意見 | <p>(3) 歳入の徴収又は収納の事務に係る検査について</p> <p>自治令第158条第4項では、「第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。」と規定されている。</p> <p>会計課に確認したところ、「徴収(収納)事務に係る検査は、事故等も発生していないため実施していない。」との回答であった。</p> <p>しかしながら、「これまで事故等が起きていないから実施しない。」というのは、理由として十分であるといえない。</p> <p>特段の理由がないのであれば、検査を実施していただきたい。</p> | 措置済 | 先に開催された21市の会計管理者会で確認したところ、検査を実施している市はない状況であった。今後は、公金収納における事故防止のため他市の取り組みを参考に必要に応じて検討する。 | 会計課 |
| | | 結果 | <p>(4) 歳計現金の預金について</p> <p>自治令第168条の6では、「会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。」と規定されている。</p> <p>会計課に確認したところ、「歳計現金預金は、ペイオフ対策として全て決済用預金である。」との回答であった。</p> <p>しかしながら、ペイオフ対策のために預金保険制度で全額保護される普通預金(決済用預金)としているため、全く利息を生じていない。</p> <p>最低限、利息を生じる普通預金として資金運用すべきである。</p> | 措置済 | 歳計現金預金については、毎月の収支の状況を加味しながら、普通預金から通知預金・定期預金として資金運用に取り組んだ。 | 会計課 |

| 監査名等 | 監査対象 | 区分 | 結果又は意見の内容 | 進捗状況 | 措置又は今後の取り組みの内容 (H30.2時点) | 回答担当 |
|------------------|------|----|---|------|---|------|
| 定期監査 H29.2.10 | 会計課 | 結果 | <p>(6)歳入歳出外現金の保管について</p> <p>指定金融機関からの保証金は、指定金融機関に不測の事態が生じた場合等に、市に損害を与えることを防止する趣旨で徴している担保である。</p> <p>本市においては、指定金融機関からの保証金80,000,000円を、他行の普通預金(決済用預金)として預けているため、全く利息が発生していない。</p> <p>会計課に確認したところ、「担保金である為、ペイオフ適用対象外となる決済用預金で保管している。」との回答であった。</p> <p>しかしながら、利息の生じない普通預金(決済用預金)として保管していることは、資金運用すれば本来得られる運用益を自ら放棄していることになる。</p> <p>歳入歳出外現金の保管については、自治令第168条の7第3項で、「歳計現金の保管の例により行わなければならない。」と規定されていることから、定期預金に預けるなど、より有利な資金運用を行うべきである。</p> <p>契約保証金は、契約を締結した場合に債務の完全な履行を確保するため契約先より徴する担保である。</p> <p>平成27年12月に工事請負契約が締結され、契約が満了した平成28年11月までの間、歳入歳出外現金において、利息を全く生じない普通預金(決済用預金)として保管していた。契約当初から、契約期間はあらかじめ分かっていたのであるから、短期であっても定期預金に預けるなど、より有利な資金運用を行うべきである。</p> | 措置済 | <p>指定金融機関からの保証金は、普通預金から定期預金として資金運用を行った。契約保証金については担当課及び契約担当課の確認を取りつつ事務の煩雑を招かない程度で、有利な運用を図ることとする。</p> | 会計課 |

| 監査名等 | 監査対象 | 区分 | 結果又は意見の内容 | 進捗状況 | 措置又は今後の取り組みの内容 (H30.2時点) | 回答担当 |
|-------------------|---------|----|--|-------|--|---------|
| 定期監査 H28.11.28 | 地域福祉高齢課 | 意見 | (1) 居宅介護者慰労事業助成金について 現在の制度では、短期入所サービスを利用せず居宅においてのみ介護する場合は一切助成されず、介護者の労をねぎらうことを目的とする趣旨に反している。他市町の助成方法を参考にし、例えば短期入所サービスの利用の有無に関わらず定額で助成するなど、居宅にて介護している方へ公平に助成できるよう規則の見直しを図り、目的に適合した事業となるよう検討していただきたい。 | 改善進行中 | 各市町の要綱等の状況を踏まえ、また、今後のことも含め、事業ヒアリングに提出し、意見を伺ったところ、当初の短期入所サービス普及のための目的は果たしたのではとの意見を得ている。将来にわたり事業を廃止又はこれまでとは違った目的での医療助成として考えていく(例えば、介護者(認知症)家族の交流会等に参加するにあたり、ショートステイやデイサービスを利用した場合とするなど)。 | 地域福祉高齢課 |
| | | | (3) 老人福祉センターについて 備品の確認を行い、不要な備品は廃棄するなど適切な手続きを行っていただきたい。 | | | |
| | | 意見 | (4) 財政援助団体等監査の措置状況について 担当課からは社会福祉法人制度の改革等との兼ね合いや、他市町村の要綱の制定方法などを参考にするため、方向性を検討中との回答であった。次年度の予算を積算する時期を迎えていることから、改正へ向けて早急に協議を進め、毎年発生している多額の補助金返還を二度と繰り返さないよう努めていただきたい。 | 措置済 | 社会福祉協議会の予算については、積算の中で、よく状況のヒアリングを行いながら、資料の提出等を求めたり、これまでの指摘事項(多額の返還金)について、よく管理を行っていただくよう、常に認識を深めてもらうことと、状況をよく確認しながら多額の補助金返還とならないよう努めていただいている。 今後も常に連携を図ること、また協議を行う中での課題の解消が効率的にできるよう進めていく。 | 地域福祉高齢課 |
| | | | (5) 認知症サポーター等の役職について 認知症施策への取組体制が構築されつつある中、認知症サポーターや認知症支援推進委員等の多くの役職があり、名称だけではどのような活動を行っているかがわかりにくい。 それぞれの役割や事業の内容をまとめた体系図等を作成し、ホームページや広報紙等により周知を図っていただきたい。 | | | |

| 監査名等 | 監査対象 | 区分 | 結果又は意見の内容 | 進捗状況 | 措置又は今後の取り組みの内容 (H30.2時点) | 回答担当 |
|------------------|------|--|---|--|--|------|
| 定期監査 H28.10.5 | 図書館 | 意見 | (1) 図書館数について 分館の利用者数等は年々減少傾向にある。また、今後は施設の老朽化に伴い維持管理費用が増加していくと思われる。本館にも子ども向けの環境が十分に整備されていることから、分館を「子ども図書館」とすることが2館体制を継続する合理的な理由とは言えない。 本館に分館のコンセプトを取り入れ、分館を複合的な施設にすることにより、図書館の1館体制に向けて見直しを図っていただきたい。 | 不 (未) 措置 | 分館のあり方について、社会教育委員の会で部会を設置し検討することになっている。また、市では「瑞穂市建物系公共施設 個別施設計画」や「新庁舎建設計画」があり、既に、新庁舎建設計画のプロジェクトチームではその他公共施設の中で図書館分館の利用方法についても検討されている。 従って、新庁舎建設計画及びその他公共施設の用途が定まるまで、分館については、従来どおりたくさんの若い世代の親子に来館していただけるよう魅力ある子ども・子育てを主体とした図書館として継続していく。 | 図書館 |
| | | | (5) 不用となった図書館資料の事務処理方法について 独自で運用している図書館システムでは管理を行っているとのことではあるが、備品システムには反映されていない。 今後、新地方公会計となることから正確に資産計上できるよう、担当課と協議し、場合によっては備品システムの見直しも含め検討していただきたい。 | | | |
| | | (6) 本館2階の展示スペースについて 図書館を所管している生涯学習課の郷土歴史研究指導員や公立学校職員等の協力を得ることで、幅広い分野への知識と情報を提供できる展示スペースの有効活用を図っていただきたい。 | 措置済 | 郷土歴史研究指導員の指導により、今年度、企画展を常設展示した。 今後、更に公募による市民の収集品展示等を企画することで有効利用を図る。 | 図書館 | |

| 監査名等 | 監査対象 | 区分 | 結果又は意見の内容 | 進捗状況 | 措置又は今後の取り組みの内容 (H30.2時点) | 回答担当 |
|---|-----------------------------------|----|--|-------|--|-------------|
| 財政援助 団体等監 査 (社会福祉 法人瑞穂 市社会福 祉協議会) H28.5.26～ H28.8.8 | 社会福祉協議会 社会福祉協議会 地域福祉高 齢課 | 意見 | (1)補助金について 今後の事業内容は、ますます、多種、多岐にわたり、増加が予測される。補助事業であるのか受託事業として実施することが適切であるのかを根本的に見直しを行うとともに、当市の福祉ニーズの動向を踏まえ、「今後の社会福祉協議会がどうあるべきか、どうするべきか。」を常に模索し、効率的かつ健全に事業を展開していただきたい。 | 措置済 | 今までに、市から社協への補助金(人件費分)の各事業のうち、受託事業に移行できるものについては、見直し・検討しながら移行させてきた。今後も各種の事業について、市民のニーズ等に合わせた事業を行えるよう随時見直しをしていく。また、受託事業に委託できるかどうかの検討も重ねていく。 | 地域福祉高 齢課 |
| | | | (5)会費等の自主財源の増収について 対象世帯数に対し、会費収入が過少である。社会福祉協議会自身も貴重な財源であるとの認識であるため、自治会任せにせず、自助努力をし、地域福祉の重要性などを十分周知し、会員の増加、会費の増収に尽力するべきである。 | | 改善進行中 | |
| 地域福祉高年齢課に対する結果と意見 | | | | | | |
| | 社会福祉協議会 地域福祉高 齢課 | 結果 | (8)補助金等交付要綱の規定の見直し等について 平成22年度に実施した監査の際にも言及しているが、瑞穂市地域福祉活動事業に関する補助金等交付要綱の「人件費」、「活動費」の内容及び範囲等が曖昧である。 このため、担当課では詳細の把握が困難となっている。この規定を明確にすることにより、担当課による予算積算の精査及び用途の確認などが行い易くなり、この数年に生じた多額の補助金返還の抑止にもつながると考えられるため、積算根拠が明確となるよう規定を改正するべきである。 | 改善進行中 | 社会福祉法人の制度改革等は、現状も進行中であり、その状況を社会福祉協議会とも連携・検討しつつ課題クリアのために調整中である。活動状況もさることながら、法人の運営に係る財政制度や会計運用等についても、理解と検討を深めながら、事業に対する交付内容の明確化をはかり、毎年の補助金返還状況に歯止めをかけるよう、こまめに連携をしつつ、また提言をすることができるよう、予算編成時にも詳細な対象経費の見積もりを求めつつ進める。 | 地域福祉高 齢課 |

| 監査名等 | 監査対象 | 区分 | 結果又は意見の内容 | 進捗状況 | 措置又は今後の取り組みの内容 (H30.2時点) | 回答担当 |
|-------------------|------|----|---|------|---|------|
| 定期監査 H27.10.26 | 下水道課 | 意見 | <p>(1)資産評価について</p> <p>管きよの資産評価は、下水道課で実施する計画となっている。通常業務に加えての作業となることから、遅れが生じないよう、余裕をもって対応していただくとともに、資産評価方法については、環境水道部内での統一に努めていただきたい。</p> | 措置済 | <p>下水道等事業の平成31年4月の地方公営企業法の全部適用に向け、平成28年度及び平成29年度に下水処理場の固定資産評価業務を委託しており、その業務の中に管きよの資産評価手法の検討助言を含め、職員業務の軽減に努めた。</p> <p>環境水道部内の統一に努めるという意見は、水道施設の資産評価手法や固定資産台帳のことだと思われ、下水道施設の資産評価について、部分的に水道施設の資産評価を参考にした。また、固定資産管理システムについては、水道事業会計と下水道事業会計と同じシステムの導入を行う方向とした。</p> | 下水道課 |